平成２５年（フ）第１７号
千葉県香取郡多古町多古2725番地４
破産者　並木　憲治
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第１３９号
川崎市川崎区堤根37番地４
破産者　橋場　　隆
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１７０号
川崎市川崎区大島２丁目６番12号
破産者　仲谷　孝昌
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第９０号
富山県高岡市野村1771番地　プリート204号
破産者　瀬戸喜世志
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２０２号
長野県須坂市大字小山1296番地２
破産者　保科　ひろ
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４１号
長野市川中島町四ツ屋1365番地33
破産者　瀧澤　　聡
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第４２号
長野県中野市中央１丁目６番18号、開始決定時の住所長野県中野市大字吉田1185番地34
破産者　瀧澤　　清
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１９７５号
岐阜県可児郡御嵩町御嵩38番地５、開始決定時の住所岐阜県可児郡御嵩町御嵩字千ノ井38番地５
破産者　石田　昭勝
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６７５号
名古屋市天白区植田山１丁目803番地の１ビューテラス201号
破産者　芦木　雅明
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８２７号
名古屋市守山区小六町７番23号　メゾン小六802号
破産者　村田　恭次
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１号
京都府福知山市字前田33番地　市営南佳屋野団地Ａ棟205号
破産者　松本　邦博
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２５年（フ）第６４７号
大阪市西区九条南４－１－18―305、住民票上の住所大阪市浪速区塩草１丁目４番17号
破産者　小山　祥司（旧姓星野・崎浜）
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１０９９号
大阪市旭区新森１丁目７番33―1009号、前住所大阪市平野区長吉出戸７丁目11番24号
破産者　明研合成こと　西﨑　剛治
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１０９号
兵庫県尼崎市水堂町２－６－２―306　アルトピノ立花306号室、開始決定時の住所大阪市東成区大今里南１丁目２番12号
破産者　由木明一郎
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１１８３号
大阪市阿倍野区阪南町３丁目43番11号　404号
破産者　宇田　博昭
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５２６号
大阪市生野区中川２丁目10番24号
破産者　中地雪子こと　丁　　允慶
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１６３６号
大阪市東成区玉津２丁目14番35号
破産者　中山　昭信
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４４９号
大阪市浪速区日本橋５丁目６番19―1208号
破産者　南部　真一
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２４６４号
大阪市西淀川区野里１丁目23番20号　シャルム野里203号室、前住所大阪市西淀川区花川２丁目７番19号
破産者　大隅　桜子（旧姓前田）
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５１１号
大阪市淀川区宮原２丁目１番43号　宝マンション303号
破産者　糸井　信市（旧姓向井）
１　決定年月日　平成25年９月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部